

割引適用とクーポン手交方

申込書・誓約書の受領

STEP 1 : お客様から申込書を受領する

宿泊割引申込書（または宿泊旅行割引申込書、日帰り旅行割引申込書）をお渡しし、必要事項をご記入いただきます。お客様と適用代金と割引額について、お客様と確認してください。



STEP 2 : 岩手県居住者であることを確認する

お客様に身分証明書等をご提示いただき、岩手県居住者であることを確認してください。確認後、STEP 1 でお客様からいただいた書面の担当者記入欄へ必要事項をご記入ください。

STEP 3 : お客様からいわて応援クーポン誓約書をいただく

【様式第13号】いわて応援クーポン誓約書をお客様へ手交し、内容をご確認いただけます。ご署名をいただいた方に、クーポンをお渡します。

STEP 4 : クーポン券発行店舗印を押印後に手交する

いわて応援クーポンに、発行店舗印を押印し、お客様にお渡しください。

※裏面はクーポン利用店舗用の使用済クーポンに対しての押印欄ですので、押印しないようにお願いします。

クーポン発行時の対応方

ひとりあたり1,000円券を2枚ずつお渡します

【表面】



【裏面】

宿泊施設で必ず押印してください

取扱店舗控え

取扱店舗様へ

使用済みいわて応援クーポンを換金するにあたり、万一、入金額に差異があった場合、この半券が必要になります。入金完了を確認されるまで大切に保管ください。

ご使用に関してのご注意

- 取扱店舗の詳細については、ホームページをご確認ください。
- 表面の発行店舗スタンプが無いものは、利用できません。
- 本券の第三者への売買・譲渡・現金との引き換えはできません。
- 払い戻しや交換、再発行は致しません。また、つり銭は出ません。
- 現金と同様の扱いをしていただき、盗難・紛失等に関して発行者はその責を負いません。
- 破損したクーポン券は、通し番号が確認できないもの及びクーポン券と認識できないものは無効となります。
- 取扱店舗控えを切り取ると無効になります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大状況や災害発生等により、利用できなくなる場合があります。
- 有効期限は令和3年6月1日です。有効期限を過ぎたクーポン券は使用できませんのでご注意ください。
- 旅行を取消した場合、必ず配布箇所へクーポン券をご返却ください。

発行 岩手県 岩手県盛岡市内丸10番1号

お問い合わせ先 いわて旅応援プロジェクトいわて応援クーポン事務局 TCL019-623-1145

裏面の店舗印には絶対押印しない!

利用店舗印

